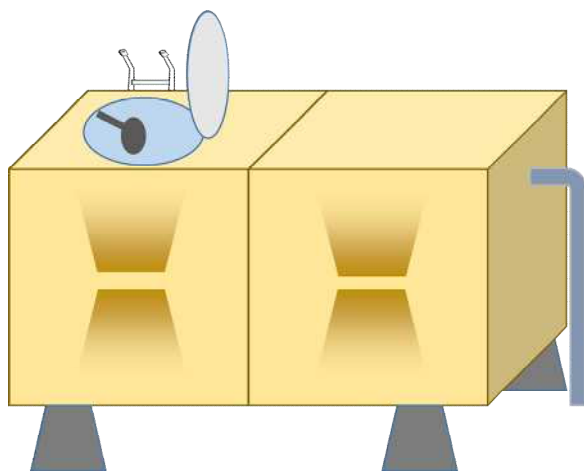


事業登録申請のてびき

(建築物飲料水貯水槽清掃業)



東京都健康安全研究センター
広域監視部建築物監視指導課
建築物衛生担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24番1号
電話 03(5937)1058
FAX 03(5937)1099

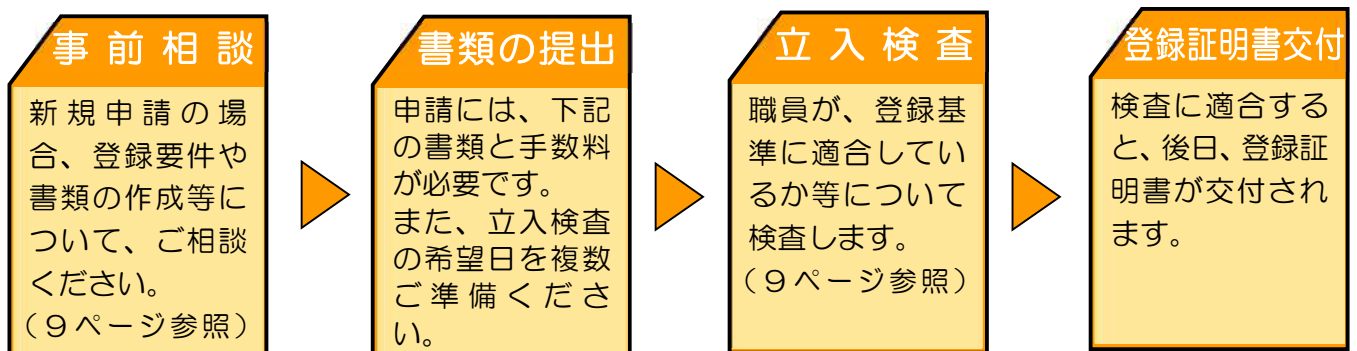
建築物事業登録制度について

建築物事業登録制度とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定され、ビルメンテナンスに関する業務（全8業種）を行う者（営業所※）が一定の要件を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度です。

本制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、その業務に一定の制限を加えるものではありませんので、事業登録を受けなくても営業することは可能です。

※：営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

事業登録の手続き



申請時に必要な書類

- 建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請書 一式
 - ❖ 第5号様式、第5号—2～5様式
〔健康安全研究センターのホームページにも掲載しておりますので、御参照ください。〕
https://www.tniph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/tyosuisou/
 - ❖ 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
（3ページ「3 その他の要件」を御参照ください。）
- 貯水槽清掃作業監督者の資格を証する書類（原本提示）
（資格については、2ページ「2 人的要件」を御参照ください。）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ。原本提出。発行3ヶ月以内のもの。）
- 申請手数料 40,000 円（領収書が必要な場合は現金を御用意ください。）

建築物飲料水貯水槽清掃業登録基準

事業登録を受けるには、以下の物的要件、人的要件、その他の要件について、すべて満たしている必要があります。

1 物的要件

次の機械器具等を所有していること。（下図参照）

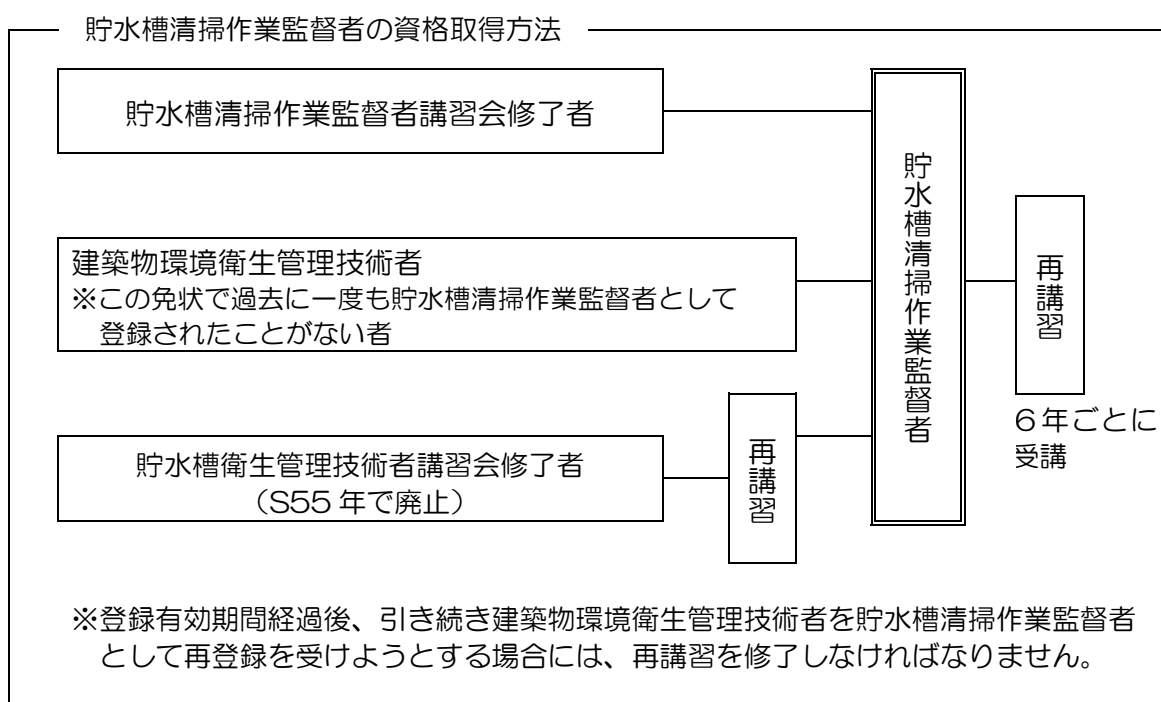
機 械 器 具	保 管 庫
(1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器 （その他、使用することが望ましい器具 漏電ブレーカー、酸欠警報機）	機械器具や薬剤などを適切に保管することのできる専用の保管庫 ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ・機械器具等を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ・独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ・保管庫は施錠できること。
注 これらの機械器具は飲料水貯水槽清掃専用のものでなければなりません。	

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。

同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

（1）「貯水槽清掃作業監督者」がいること。



(注)「貯水槽清掃作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません(兼任できません)。また、他の登録業種(清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、建築物排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業)の有資格者としての登録もできません(兼任できません)。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者(ビル管理技術者)との兼任も認められていません。

(2) 貯水槽清掃作業従事者は研修を修了していること。

— 清掃作業従事者の研修について —

- 実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの
- 研修内容・・・貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの
- 指導者の要件・・・貯水槽清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
- 研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること。
(回数を分けて実施してもよい)

(注)新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

3 その他の要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致していること。(以下の作成例参照)

【その他の要件(作業実施方法等)の作成例】

(飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具
その他の設備の維持管理の方法を記載した書面)

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第117号の内容(◎で表記)を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を(ポイント)に示してありますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	監督者	使用する機械器具

ポイント

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

(例 1)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	揚水ポンプ、残水処理機、高圧洗浄機、防水型照明器具、換気ファン、色濁度計、残留塩素測定器 等
2 班	建物 花子	揚水ポンプ、残留塩素測定器 等

(例 2)

作業班名	監督者	使用する機械器具
山田班	山田 琵琶留男	揚水ポンプ、高圧洗浄機、換気ファン、残留塩素測定器 等
鈴木班	鈴木 美留子	揚水ポンプ、高圧洗浄機、換気ファン、残留塩素測定器 等
高橋班	高橋 尾瑠人	揚水ポンプ、高圧洗浄機、換気ファン、残留塩素測定器 等

II 作業手順

1 作業工程（清掃後の貯水槽水等の検査方法に関する事項を含む）

◎（告示第 117 号 第五の一）

受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行う。

◎（告示第 117 号 第五の二）

貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。

◎（告示第 117 号 第五の三）

貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。

◎（告示第 117 号 第五の四）

貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、当該各号に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

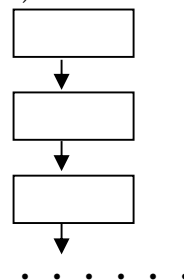
一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

具体的な作業工程

(例 1)

- 1) ○○○
- 2) ○○○
- 3) ○○○
- 4)

(例 2)



ポイント

貯水槽清掃作業について、貴営業所の具体的な作業工程を記述してください（点線内）。
特に、塩素消毒については、最終濃度 50～100 mg/L の次亜塩素酸ナトリウムを用い、30分以上消毒をする作業を2回行う必要があります。

2 使用する塩素剤の名称及び使用方法

（例）○○（商品名）（次亜塩素酸ナトリウム○％）を○○○倍に希釈し○○mg/Lとして使用する。

ポイント

塩素剤の名称（商品名）、原液の濃度、希釈倍率及び最終的な使用濃度などを記述してください（塩素剤は適切な濃度(50～100 mg/L)に希釈して使用する必要があります）。

3 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法

具体的な洗浄・消毒方法

ポイント

作業前に、作業衣及び使用器具の消毒等を行い、作業が衛生的に行われるよう努める必要があります。具体的な洗浄・消毒方法を記述してください。

4 機械器具等の点検の方法

◎（告示第 117 号 第五の五）

貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

具体的な点検方法

ポイント

一般的な点検頻度も記述してください。

5 保管庫の管理責任者の氏名

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

監督者である必要はありません。

6 従事者の検便等の時期及び検査機関

検便等の時期：（例、○月と○月に実施する。）

検査機関：（検査を依頼している機関名を記述してください。）

ポイント

検便等は定期的（概ね 6 ヶ月ごと）に、適切な検査機関で実施してください。

監督者および従事者全員が受けている必要があります。

7 作業報告作成の手順

具体的な作成手順

ポイント

貯水槽清掃作業後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

（例 1）清掃作業終了後、報告書に清掃作業工程表、事前調査、検査点検結果を添付して発注者に提出する。清掃作業中に補修工事が伴った場合は、その内容を所見事項欄に記載し、水質検査表、清掃作業実施前・後の現場写真を添付する。この際、控えを作成し保存する。

（例 2）清掃作業終了後、次の内容を含む報告書を作成し、速やかに依頼者に提出する。この際、控えを作成し保存する。

- ・清掃作業工程表
- ・清掃前後、当該設備等の現状の写真
- ・監督者名
- ・消毒方法
- ・簡易水質検査結果（残留塩素の含有率、色度、濁度、臭気、味）
- ・設備等点検表（受水槽、高置水槽、ポンプ等）
- ・作業者の細菌検査結果（検便結果）のコピー等

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第五の六）

貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を、建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第五の一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

（業務を委託しない場合）

（例）自社にて実施するので委託はなし。

（業務を委託する場合）

（例）基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

（1） 委託を受ける者の氏名（法人にあっては名称）：〇〇株式会社

（2） 委託をする業務の範囲：貯水槽清掃作業全般 等

（3） 業務を委託する期間：1 年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認及び当社の監督者の立会いを実施する

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、「委託する場合」の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

2 について：1 の（1）～（3）を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3 について：委託を受ける者も、告示第 117 号第五の一から五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

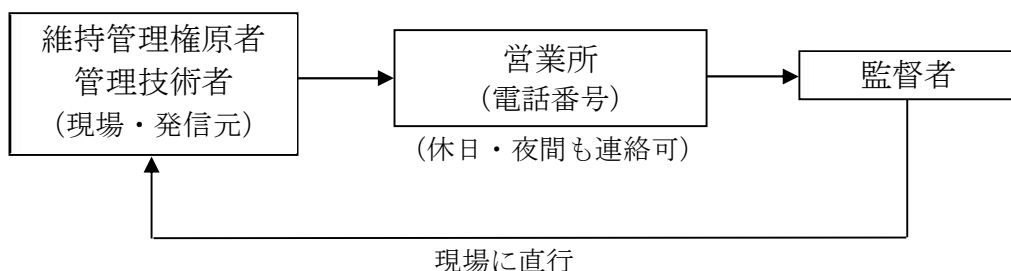
Ⅳ 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第 117 号 第五の七）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

（例）



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。

最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

立入検査の内容

1 機械器具の整備・維持管理状況

登録に必要な機械器具について、型番の確認及び機器により動作確認をする場合があります。また、保管庫への収納状況も確認しますので、検査当日は必ず全台数を御用意ください。

（注） DPD 試薬については使用期限を、色度・濁度計については標準液（精製水等）の有無（必要なタイプの場合）を確認します。

2 帳簿書類の整備状況

機器管理台帳*、従事者研修記録*及び資料（テキスト等）、貯水槽清掃作業実施報告書、健康診断結果（検便結果）

（注）*印のある書類は、健康安全研究センターのホームページに様式例を掲載しておりますので、御参照ください。

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/youshikirei/

★ 検査に際してのお願い

検査当日は、監督者（複数いる場合は、その内の1名）が、必ず立ち会うようにしてください。

事業登録の表示

登録を受けた営業所は、登録業者である旨の表示を行うことができますが、登録を受けずに法に定める表示または類似する表示を行うことはできません。

事業登録の表示を行う場合は、次のことにご注意ください。

（登録の表示）

良い例	東京都事業登録建築物飲料水貯水槽清掃業、東京都〇〇貯第〇〇〇号
悪い例	東京都知事認可貯水槽清掃業、東京都知事指定業者 など

主 な 関 係 機 関

事 項	実 施 機 関	所 在 地	電 話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区	03(3214)4624
従事者研修	公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会	荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館1F	03(3805)7555
	公益社団法人 全国建築物飲料水管理協会	千代田区平河町2-12-2 藤森ビル3F	03(6380)9531
	東京都管工事工業協同組合	港区赤坂6-15-14	03(3583)7111

相 談 ・ 申 請 窓 口

受付時間:相談 平日 9 時～17 時
申請 平日 9 時～16 時

名 称	所 在 地	電 話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階	03(5937)1058 (ダイヤル)